

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、平成28年9月に策定した「第2次蕨戸田衛生センター組合特定事業主行動計画」の令和6年度における取り組みの実施状況を以下のとおり公表します。

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度や出産費用の給付等の経済支援措置について周知を図っています。

また、妊娠が分かった職員には、仕事と子育ての両立を支援するための諸制度や必要な手続きについて周知を図っています。

なお、令和6年度においては対象の職員はいませんでした。

(2) 男性職員の子育て目的の休暇等取得促進

男性職員の育児参加のため、子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進と、出産後の父親の育児休業等の取得促進について、周知を図っています。

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく数値目標進捗状況

・ 妻の出産のための休暇	
令和4年度取得率	対象なし
令和5年度取得率	対象なし
令和6年度取得率	対象なし
令和7年度取得率（目標）	100%
男性職員の子育て参加のための休暇	
令和4年度取得率	対象なし
令和5年度取得率	対象なし
令和6年度取得率	対象なし
令和7年度取得率（目標）	100%

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

職員が、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するため、育児短時間勤務制度を導入するとともに、育児休業、部分休業の取得手続きや共済組合からの経済的な支援等について周知を図っています。

また、育児休業を取得する職員がいる所属では、業務分担の見直しなどを行うことで、取得しようとする職員の担当業務への不安を解消し、精神的な負担の軽減を図っています。

(4) 時間外勤務の縮減

3歳未満の子どものいる職員が請求した場合に時間外勤務の免除を受けることができる制度や、小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の時間外勤務を制限する制度等を改めて周知しました。

(5) 休暇取得の促進

育児を行う職員が年次休暇や子どもの看護休暇等を必要なときに取得できるよう周知しました。

(6) その他女性職員の活躍推進に関する事項

女性職員の採用を推進するため、募集内容等の調査研究を行い、また、女性職員の能力開発や意識向上を図るため、外部機関による研修を実施しました。

「女性の職業選択に資する情報」の公表

女性活躍推進法第21条に基づき、蕨戸田衛生センター組合における女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

(1) 管理職の女性割合(令和6年度4月現在)

課長級以上 管理職総数	うち女性人数	女性比率
4 人	0 人	0%

(2) 各役職段階の職員の女性割合(令和6年4月現在)

	全体	女性職員	割合
事務局長・次長	2 人	0 人	0%
課長	2 人	0 人	0%
課長補佐	3 人	0 人	0%
係長	3 人	1 人	33%
その他	10 人	3 人	30%
合計	20 人	4 人	20%

(3) 超過勤務の状況(1人当たりの年平均時間・令和6年度)

対象者のみ	15 時間
-------	-------

(4) 男女別の育児休業取得率(令和6年度)

	対象職員数	取得者数	割合
男性	0 人	－	－
女性	0 人	－	－

(5) 年次休暇の取得状況(令和6年度)

平均取得日数	14 日 4 時間
取 得 率	72.5%